

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付） 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

ひとり親控除の額の引上げ等を行うとともに、道府県民税利子割に係る清算制度の導入を行う。

二、車体課税の改正

米国税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担の軽減等を図るため、自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、令和八年四月一日に廃止する。

三、軽油引取税の改正

軽油引取税の当分の間税率について、令和八年四月一日に廃止する。

四、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、令和八年四月一日から施行する。